

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (コンサル)

契約番号 : 8405

件名	本郷コミュニティセンター外装改修工事設計委託	
履行場所	海老名市本郷 4626 番地の 1	
期間	令和 8 年 6 月 4 日 ~ 令和 9 年 3 月 15 日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり	
予定価格	5,764,000 円 (税込)	5,240,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格 (50%) 未満の場合 ※ただし、予定価格 (税込) 100 万円以下の案件は除く。	<p>低入札履行確認調査を実施します。詳細は低入札による履行確認調査取扱基準を参照してください。</p> <p>契約締結にあたっての制限等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 前払金額の制限 契約金額の 15%以内 (海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限りです。) ※前払金の上限金額は 5,000 万円以下○ 業務主任者及び管理技術者の他案件 (本市入札案件) との兼任不可 <p>契約保証</p> <p>契約金額の 30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。</p> <ul style="list-style-type: none">(ア) 金融機関又は保証事業会社の保証(イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド)(ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	302 建築設計	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第 4 区分	第 1・第 2 区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	なし	
	落札数制限	なし	
配置技術者について	本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。		
事前提出書類 (システム添付)	なし		
落札候補者が提出する書類 (FAX046-232-6574)	開札後、落札候補者は次の書類を F A X で提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前 10 時まで。詳細は開札後 FAX で通知します。) ○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び 3 ヶ月以上の雇用を確認できる書類		

本郷コミュニティセンター外装改修工事設計委託

委託業務仕様書

海老名市

設計業務委託特記事項

1 特記事項の適用

本設計業務委託特記事項(以下「特記事項」という。)で、印及び印の付いた項目については、印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(国土交通省)」による。

- 1.1 委託件名 本郷コミュニティセンター外装改修工事設計委託
- 1.2 委託場所 海老名市本郷4,626番地の1
- 1.3 契約期間 令和8年6月4日 ～ 令和9年3月15日
- 1.4 委託業務内容

- 新築工事 改修工事 耐震改修工事 設備改修工事
- その他

ア 設計の概要

本郷コミュニティセンターの外装改修、防水改修等の工事の設計を行うものとする。

■ 設計概要

1. 外装材の劣化状況等の調査及び調査結果の報告

- ・目視等による外装材等(屋根、屋上、外壁、建具、ガラス等)及び建築設備の劣化状況等の調査
- ・外壁面タイル打診による劣化状況等の調査

2. 上記劣化状況等の調査結果に基づく改修設計

- ・外壁等改修工事 劣化部補修のうえ塗装改修、外装材タイル張替え、落下防止等の改修等
- ・屋根・防水改修工事 屋根、屋上、庇、ベランダ、建具・ガラス廻りシーリング等
- ・塗装改修工事 樋、建具、壁面ボックス・配管ほか
- ・その他工事 その他上記工事に伴う付帯工事等一式

■ 関連する手続き業務概要

- ・設計業務に伴い必要とされる関係官公署手続き業務

イ 告示第8号の建築物の類型 (第12号第1類)

ウ 予定工事費(税込)

約 93,981 千円

エ 工事予定工期

令和9年6月 ～ 令和10年2月 まで

1.5 設計図書の提出期限

- 劣化状況調査成果品 令和8年7月30日 (注)業務施行計画書は契約後速やかに提出すること
- 基本設計成果品 令和8年8月27日
- 実施設計成果品 令和9年1月28日

※ 上記期限に提出し、市監督員の確認を受けること。

また、修正が生じた場合は、契約期間内に速やかに是正し完成すること。

2 業務の内容

設計業務の内容は、下表のⅠ～Ⅲに掲げる業務内容とする。

なお、作成図面の内訳及び縮尺は別表2の図面内訳を標準とし、その詳細は業務着手時に監督員と協議しなければならない。

Ⅰ 基本設計に関する業務

	項目		適用	備考
(1)	設計条件等の整理	① 発注者の要求等の確認	■	
		② 設計条件の変更等の場合の協議	■	
(2)	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	① 法令上の諸条件の調査	■	海老名市景観条例
		② 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	□	
(3)	上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合わせ		■	
(4)	基本設計方針の策定	① 総合検討	■	
		② 基本設計方針の策定と監督員への説明	■	
(5)	基本設計図書の作成		■	
(6)	概算工事費の検討		■	
(7)	基本設計内容の監督員への説明等		■	

Ⅱ 実施設計に関する業務

	項目		適用	備考
(1)	要求等の確認	① 発注者の要求等の確認	■	
		② 設計条件の変更等の場合の協議	■	
(2)	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	① 法令上の諸条件の調査	■	
		② 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	□	
(3)	実施設計方針の策定	① 総合検討	■	
		② 実施設計のための基本事項の確定	■	
		③ 実施設計方針の策定と監督員への説明	■	
(4)	実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	■	
		② 建築確認申請図書の作成	□	
(5)	概算工事費の検討		□	
(6)	実施設計内容の監督員への説明等		■	

※設計意図伝達業務は本業務に含まない。

Ⅲ 追加業務に関する事項

	項目		適用	備考
(1)	積算業務	拾い書、代価、見積等の積算根拠資料並びにRIBC入力データ	■	・概算工事費算出書(基本設計)、工事費内訳書(実施設計)共にRIBCデータを作成すること。
(2)	官公庁手続き業務	海老名市景観条例	■	
(3)	劣化状況調査	別添基本方針による	■	

3 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

建築工事設計図書作成基準
公共建築工事標準仕様書(建築工事編/電気設備工事編/機械設備工事編)
公共建築改修工事標準仕様書(同上)
建築工事標準詳細図
電気設備工事標準図/機械設備工事標準図
建築設備工事設計基準・要領
建築・電気設備・機械設備工事監理指針
建築改修工事監理指針
公共建築数量積算基準
公共建築設備数量算出基準
公共建築工事積算基準
公共建築工事標準単価積算基準

4 成果物等及び提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は別表1による。

5 特記事項

- (1) 本委託業務仕様書のほか、別添「本郷コミュニティセンター外装改修工事設計方針」をふまえ業務を行うこと。
- (2) 業務の円滑な推進を前提に、常に密接な連絡を取り、定められた期間内に業務を完了すること。
- (3) 設計期間中の設計図書内容の見直し・修正等については、業務内の範囲とする。
- (4) 業務の遂行上必要な資料で、市側が所有するものは原則貸与し、業務完了と同時に返却すること。
- (5) 業務の遂行上知り得た情報については、守秘義務を厳守することは基より、公共事業という認識と責務を果たすこと。
- (6) 事業所管課との調整は、原則として市監督員が行うものとし、必要に応じて市監督員の要請により受託者も同席するものとする。
- (7) その他詳細及び疑義が生じた場合は協議による。
- (8) 各成果図書及び書類については、事前に市監督員の承諾を受けること。
- (9) 成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与または使用してはならない。(入札用設計図面には、受注者名を記載しないこと。)
- (10) 現地調査に際しての一切の費用は契約内に含むものとする。(調査時期については、施設管理者と協議の上、決定するものとする。)
- (11) 第1回打ち合わせ時に業務施行計画書(実施方針、業務工程表を含む)を提出すること。また、やむを得ず業務の一部を他社の協力を受ける場合には、業務委託協力会社承諾願を提出し、承諾を得ること。
- (12) 本市では海老名環境マネジメントシステムの運用に伴い、「契約事業環境配慮マニュアル」の適用となっている。よって、本委託は、その環境配慮マニュアルに基づき別紙の項目で対象となる事項について環境配慮を行うこと。
- (13) 本市で策定している海老名市設備機器等導入指針及び同マニュアルに基づき、設備機器等の選定を行うこと。
- (14) 本設計の実施にあたり建築基準法、消防法、その他各関係法令・規則等を確実に遵守すること。
- (15) 官公署手続きは、全て業者の責任と負担に於いて行うこと。

別表1 設計成果物納品リスト

No.	成果図書	区分	部数	備考	適用	紙	電子データ
1	業務施行計画書	基本	1部	設計方針、業務工程表、業務施行体制表	■	■	■
2	設計根拠資料	基本	1部	現地調査書、材料・工法等比較検討書等	■	■	■
3	概算工事費	基本	1部	単価根拠含む	■	■	■
4	概略工程表	基本	1部	機器納期等を考慮したもの	■	■	■
5	工事費内訳書	実施	1式	PDF、RIBC2	■	■	■
6	入札用設計図書	実施	1式	PDF 入札図面、単価抜き内訳	■	□	■
7	縮小版観音綴	実施	2部	全ての設計図面一式(A3判)	■	■	□
8	原図	実施	1式	JWW及びPDF(A1またはA3)	■	□	■
9	設計図書	実施	1式	数量拾い書・見積比較書・代価等一式等	■	■	■
10	官公署手続資料	実施	1式	控えをファイリング	■	■	□
11	パース		1式	※枚数、サイズ等は協議による	□	□	□
12	打合せ資料		1式		■	■	■
13	議事録		1式	その都度及び終了時に一式ファイリング	■	■	■

※ 成果図書の一覧表の内容については、必要に応じて市担当者及び委託業者との協議により変更できるものとする。

※ 成果図書における使用品(ファイル等)については、再資源化の可能なものを使用すること。

※ 電子データの提出は、CD-Rにてウイルスチェックし提出すること。

別表2 「図面内訳(標準)」


設計に係る図面目録について(参考)

下記の表は想定した図面目録であり、監督員との協議のうえ変更できるものとする。

なお、変更した場合であっても契約変更の対象としない。

		図面	標準縮尺	枚数	作成	備考	
建築設計図	意匠	表紙		1	■		
		図面目録		1	■	図面枚数が少ない場合は表紙と兼ねる	
		特記仕様書		4	■		
		案内図	1/3000	1	■		
		敷地求積図				□	
		配置図	1/600(500)	1	■	案内図と組み合わせることができる。	
		面積表				□	
		仕上げ表			1	■	
		平面図(各階)	1/100(200)	3	■		
		立面図(各面)	1/100(200)	2	■		
		断面図	1/100(200)		■		
		矩計図	1/20(30)	5	■		
		詳細図				□	必要に応じ1/2、1/3、1/5、1/10又は1/50を用いることができる。
		(平面詳細図)	1/20(30)		□		
		(断面詳細図)			□		
		(部分詳細図)		4	■		
		展開図	1/50(100)			□	
		天井伏図	1/100(200)	1	■		
		建具キープラン	1/200	2	■		
		建具表	1/50(100)	3	■		
工作物等詳細図				□	配置図と組み合わせることができる。		
外構平面図	1/200			□	必要に応じ1/300、1/500又は1/600を用いることができる。		
外構詳細図	1/20(30,50)			□			
植栽図				□	配置図と組み合わせることができる。		
仮設計画図			1	■			
その他工作物、建築設備、電気、機械設備等			1	■			

注: 詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

 契約事業に関する環境要素

海老名市の契約事業における環境要素は以下の環境要素一覧表のとおりである。これらの環境要素は、生活環境並びに地球環境の保全及び向上を図るためにかかすことのできないものである。

環境要素一覧表

大分類	中分類	小分類
1 地域の自然環境・景観	(1)緑	①自然林、草原など面的な広がりを持つ緑 ②堤防、土手、法面、並木などの樹林帯又は草原など線的な連続性を持つ緑
	(2)水辺	河川や水路などとその堤敷及びそれに依拠する生態系
	(3)動植物	現にその土地に生息するか、又は最近まで生息していた動植物
2 地球環境	(1)資源	①石油類・金属等の鉱物資源 ②木材等の森林資源
	(2)大気	①自動車の排気ガス、ごみ焼却施設からのダイオキシン等による汚染を考慮すべき地域的な大気環境
		②公園、屋外体育施設などの砂塵による迷惑を考慮すべき局地的な大気環境
		③フロンガス、二酸化炭素等の放出による影響を考慮すべき地球規模の大気環境
	(3)水質	①公園、屋外体育施設、駐車場などの施設からの排水の影響を受ける水系
		②土地の改変等による濁水等の影響を受ける水系
③契約業務実施により影響を受ける地下水		
(4)土壌	畑、水田、砂利道等のほか舗装されていない剥き出しの地面	
(5)建設副産物	①一般廃棄物 ②産業廃棄物 ③リサイクルできる排出物	
3 生活環境	(1)騒音	①業務実施に伴う作業機械の稼動による騒音
		②業務実施に伴う車両走行による騒音
		③公園、競技場等屋外体育施設での騒音
		④施設の空調機等電気・機械設備の騒音
	(2)振動	①業務実施に伴う作業機械の稼動による振動
②業務実施に伴う車両走行による振動 ③施設の空調機等電気・機械設備の振動		
(3)悪臭	施設等から排出される廃棄物等の悪臭	
(4)人の健康	①公園、競技場等屋外体育施設での健康増進、体力の向上	
	②薬剤等の使用による人への影響 ③事業活動によって生じる人への影響	
(5)地域生活環境	①公園、競技場等屋外体育施設又は他の施設等の夜間照明により影響を受ける周辺住民の生活環境	

□ 「計画・実施」時に配慮する事項

8. 工事設計業務委託

作業	配慮事項	環境要素
1	作成する設計書は、可能な限り再生紙の利用に努める。	3-(1)-①② 3-(2)-①②
2	成果品等の作成は両面印刷等で行い、部数の削減及び紙の使用量の削減に努める。	1-(1)-① 2-(1)-②
3	現地調査にあたっては、作業効率を十分検討しCO ₂ の削減等に向けて車両の使用回数を控えるように検討する。	2-(1)-① 2-(2)-① 3-(1)-② 3-(2)-②
4	業務実施時に電力を使用する際は、節電に努める。	2-(1)-① 2-(2)-③

本郷コミュニティセンター外装改修工事設計方針

本方針は、本郷コミュニティセンター外装改修工事設計委託において、技術上の留意事項を定め、必要な品質の確保を図ることを目的とする。

1 基本方針

1-1 基本方針

公共建築の性格を理解し、品位ある機能的な施設とする。また、長期的な視野のもと、施設の性格や地域性に応じた多様性、柔軟性の高いものであるとともに、良好で健全な環境の形成や文化の創造に寄与するものとする。

1-2 外部環境への配慮

施設の目的、用途、規模及び立地条件等を十分把握し、その趣旨に沿った計画とするとともに、利用者の利便性を考慮した外部空間の創造及び維持管理の容易さ、使いやすさに配慮する。

1-3 施設利用者への配慮

施設利用者に対する利便性、安全性及び防犯対策等、施設管理に配慮した計画に努める。

1-4 安全な施工への配慮

施工の際の安全性にも配慮した計画とする。

1-5 保全・修繕及び経済設計への配慮

施設機能を確保するため、点検、清掃、保守、修繕及び改修等の利便性に配慮した計画とする。また、建築物に係るエネルギー使用の合理化を図るとともに、ライフサイクルコストに対しても配慮する。

2 現地調査・基礎調査

- (1) 基本設計に先立ち、建築基準法第 12 条に基づく定期調査（平成 20 年国土交通省告示第 282 号による方法）の経験を有するものによって外装材の劣化状況等の調査を行い、調査結果をまとめて報告すること。
- (2) 本建物の改修履歴等を調査すること。また、本建物の雨漏りや外壁落下等の劣化状況について市担当者と共に、施設管理者等からの聞き取り調査を行い、調査報告としてまとめること。必要に応じて、雨漏りの起因となる天井裏の外壁及び軒の納まり等を現地確認し、設計方針を検討すること。
- (3) 外装材タイル使用箇所は、テストハンマーによる打診等で、タイルの浮き、破損、ひび割れの有無について確認する。
- (4) RC造等の外壁躯体の劣化及び損傷の状況を目視及び打診により、浮き、ひび割れ、鉄筋露出等の有無について確認する。
- (5) ガラス使用箇所は、ひび割れ、欠け、破損の有無、落下の危険性等を目視により確認する。
- (6) 外部建具等の劣化及び損傷の状況を目視確認及び開閉による確認をする。
- (7) 外装部に設置されている縦樋、建築設備（本体及び支持部分）、壁面ボックス、配管等の劣化、損傷及び詰り等の状況を目視により確認する。

- (8) 屋根、屋上、庇、軒樋等の防水仕上等の劣化、損傷及び詰り等の状況を目視等により確認する。
- (9) 屋根、屋上、庇の雨漏り状況や縦樋、軒樋等の通水状況の把握のため、必要により散水等を行うことも可能とする。
- (10) 排煙設備の作動状況を、目視確認及び開閉による確認をする。
- (11) 上記調査結果をまとめるにあたり、項目ごとに劣化箇所を図示し、改修範囲の数量がわかるようにまとめる。

足場等の設置がないと打診調査が困難な箇所については、手の届く範囲までとし、劣化数量は概算数量として算出すること。なお、数量算出は合理的な考え方によるものとする。
- (12) 劣化箇所の写真は、項目ごとにまとめ、撮影位置を図示し、写真には劣化の程度や所見を記載する。

また、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）（平成 27 年 3 月改訂版）を参考にチェックリスト等にまとめる。
- (13) 建築基準法、消防法及びその他関係法令や諸条件については、関係官庁等で事前に調査・確認を行う。

3 設計方針

基本設計及び実施設計は設計業務委託特記事項及び本方針の内容を踏まえ検討する。

なお、検討事項は協議により変更できるものとする。

3-1 改修計画の立案

- (1) 「2 現地調査・基礎調査」の結果をふまえ、劣化状況に対応した改修を行い、劣化に起因する雨漏り、外壁落下等を抑える万全な設計とする。

3-2 建築計画

利用者の利便性・安全性・防犯対策について配慮した計画とする。

3-3 設備計画

- (1) 環境に配慮した設備、省エネ対策、自然エネルギーの活用及びライフサイクルコストを考慮した計画とする。
- (2) 騒音、振動、廃液、ばい煙、粉塵及びガス臭気等の公害対策を考慮する。

3-4 使用材料及び機器の選定

- (1) 外部仕上げは耐久性があり、維持管理のしやすい材料を選定し、周囲の景観にも配慮する。
- (2) 設備機器は経済性、保守管理、耐久性及び施工性等を考慮し、比較検討の上、バランスのとれたものとする。

3-5 仮設計画

- (1) 対象建物は運営しながらの工事となるため、施設管理者に施工時期及び時間帯の制限、施設利用者の動線等を事前に確認し、工事中の仮設計画を立てること。
- (2) 仮設事務所及び工事用重機等の配置計画、工事動線、また仮設計画に必要なインフラ設備等、必要な内容を整理し、具体的で実現性のある仮設計画を設計すること。

4 設計条件

次の条件に基づき設計するものとする。

なお、検討事項は協議により変更できるものとする。

(1) 屋根・防水改修工事

劣化状況等の調査結果をふまえ、雨漏り等が発生しないよう防水改修工事、金属屋根等改修工事の必要箇所及び工法について検討すること。防水改修等工事を設計する際には、次の点に注意すること。

- ・金属製屋根、庇等の改修は、構造、雨仕舞、既存屋根材質との相性等を考慮した材料及び工法を複数案比較検討し、慎重に選定すること。
- ・防水は、既存防水層、構造、用途及び利用に適した材料及び工法を複数案比較検討し、慎重に選定すること。
- ・防水端部の納まり等は、必要な立上りや金物を設け、防水仕様に合った適切なものとし、止水を完全にすること。

(2) 外壁等改修工事

劣化状況等の調査結果をふまえ、外装材の落下により歩行者等に危害を加えることのないよう改修計画を検討すること。

- ・タイル等外装材・外壁躯体等（外部階段含む）の劣化状況を考慮し、改修箇所及び工法を検討すること。
- ・外部建具、樋、建築設備（本体及び支持部分）、壁面ボックス、配管等の劣化状況を考慮し、塗装改修、部分改修や交換等を行うこと。
- ・色彩計画は立面図に着色し、海老名市景観条例に適合する色彩計画するものを複数案提案すること。

(3) その他

- ・既存排煙設備の作動状況を確認し、作動しない場合は改修・更新等の検討をすること。
- ・外構周りの独立壁、パーゴラ等について、劣化状況を確認し、塗装改修や部分改修等を行うこと。
- ・施設利用者の影響を少なくできるような短期集中的な施工の可否を検討すること。
- ・足場の設置等により、採光、通風、換気等、施設利用への影響事項を整理すること。

5 基本設計における主な検討内容

5-1 検討項目

以下の項目を最低限検討するものとし、実施設計に必要な検討項目があれば協議により変更できるものとする。

- (1) 屋根改修工法（3案以上）
- (2) 外装材タイルの改修工法（3案以上）
- (3) 外壁等改修仕上塗材の仕様（3案以上）
- (4) 防水改修工法（3案以上）
- (5) その他改修
- (6) 概算工事費の検討

(7) 概略工事工程表

5-2 検討内容

下記項目等で比較検討を行い、総合的な評価により方式の決定を行うこと。

根拠資料は、工法、材料等を決定した過程・根拠が客観的に示せる形で作成すること。

※比較による検討がそぐわない事項は決定するに至った考え方を示すこと。

(1) 5-1 (1)、(2)、(3) 及び (4) の検討内容

- ・コスト、耐久性、工期、施工性、既存下地との相性、近隣影響、意匠性

(2) 5-1 (5) の検討内容

- ・上記以外で改修が必要な外部建具、既存排煙設備、樋、建築設備（本体及び支持部分）、壁面ボックス、配管、外構周りの独立壁、パーゴラ等の洗出し
- ・各項目に応じた改修内容の検討（コスト、耐久性等）

(3) 5-1 (6) の検討内容

- ・概算工事費を算出し、同規模程度の工事と比較し、妥当であるかの確認を行う。特殊な資材や工法を採用する場合は事前にメーカー等から見積を徴収して反映させる。
- ・概算工事費算出にあたってはR I B Cデータを作成すること。
- ・工事時期を見据え、直近の市場価格の動向を考慮したものとする。（資材高騰、労務費上昇等）

(4) 5-1 (7) の検討内容

- ・設計方針の決定に併せて、施工条件を考慮した概略工事工程表を作成すること。

6 積算業務

(1) 適正な設計を行った上で、総合的な観点から工事費の調整を行うこと。

(2) 積算は、「海老名市公共建築工事積算要領」に則ったものとする。

また、概算工事費算出書、工事費内訳書共に「営繕積算システムR I B C 2」にて作成すること。

(3) 工事費内訳書は「公共建築工事内訳書標準書式」にて作成すること。

(4) 見積りや刊行物を使用する際は、「営繕積算システムR I B C 2」の見積比較表にてまとめること。

(5) 見積もりは3者以上から徴取し、事前に見積項目、見積条件、見積先等を市担当者と協議の上行うものとする。

7 その他

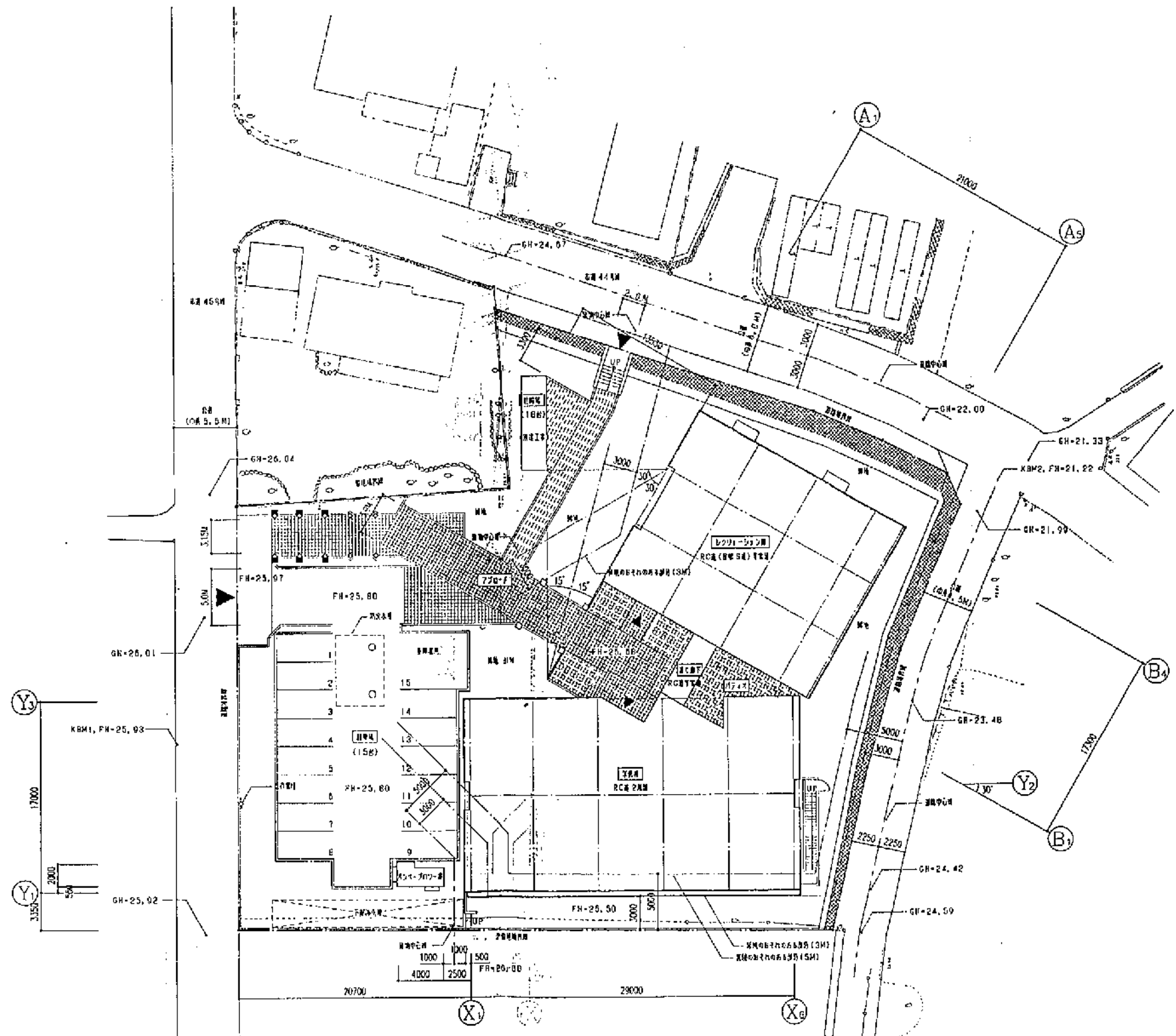
(1) 建築基準法、消防法及び他の各関係法令・規則等を理解し、法規制は最低限の定めであることを認識して設計すること。

以上

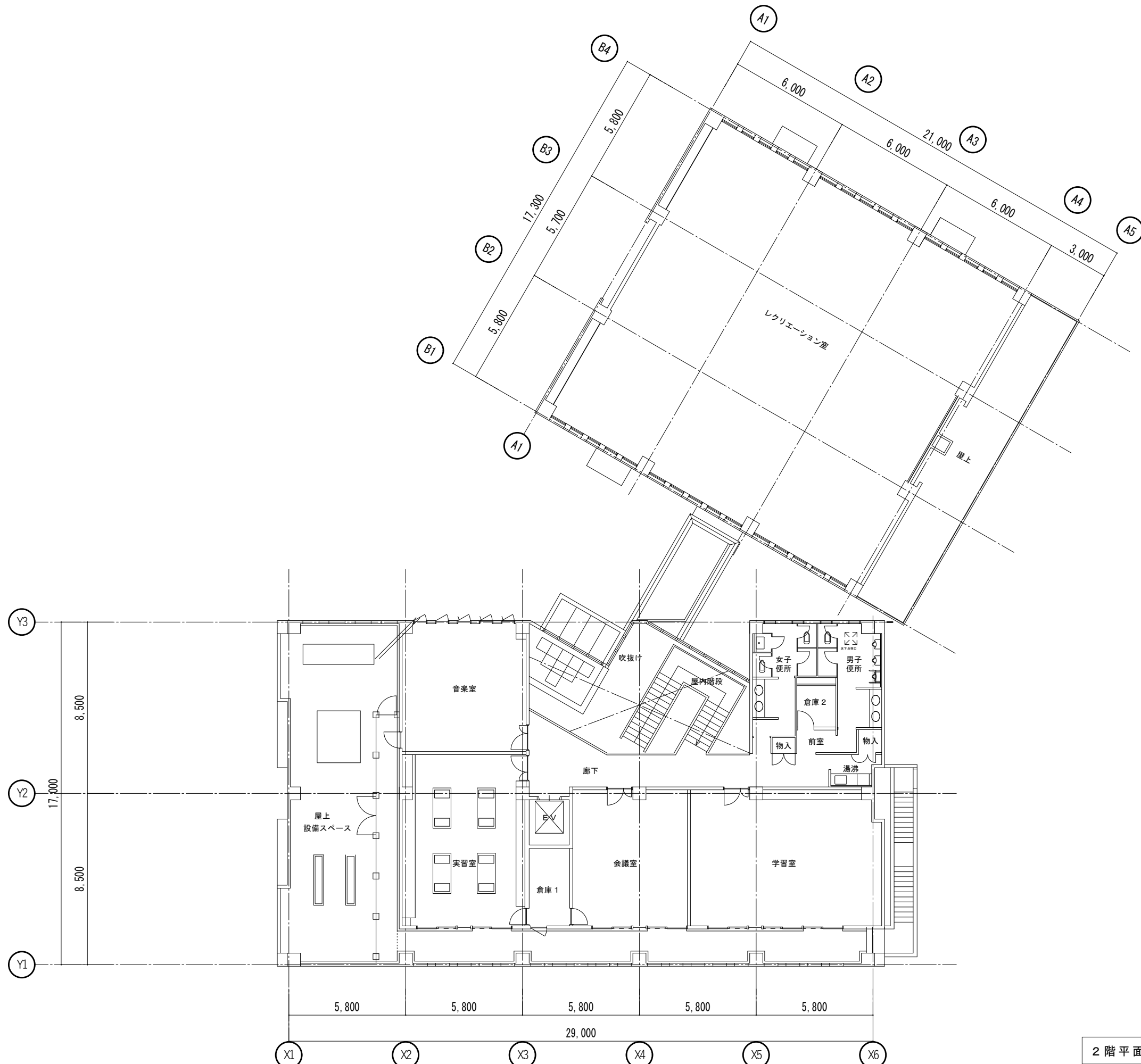


履行場所：本郷コミュニティセンター 海老名市本郷4,626番地の1

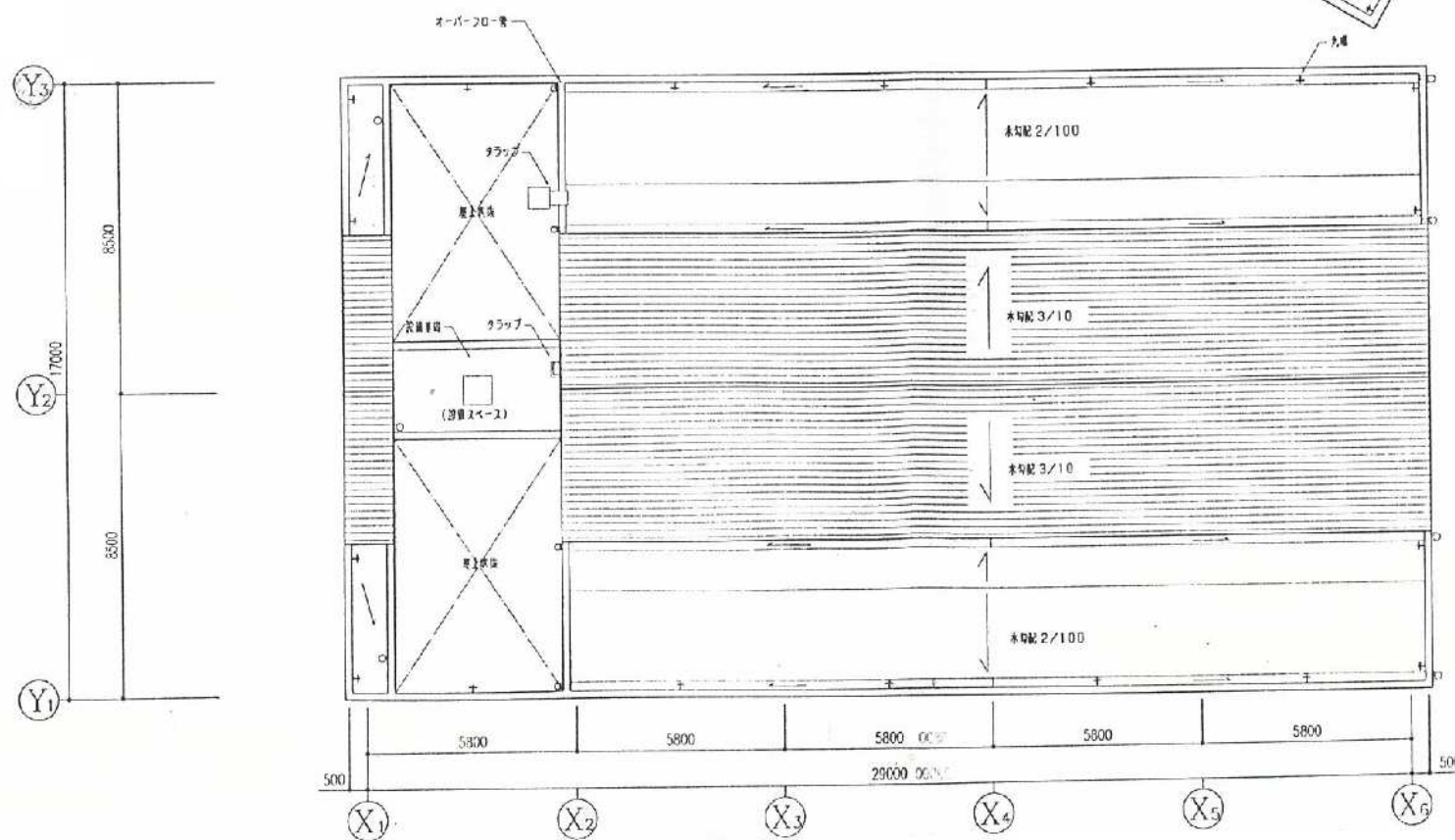
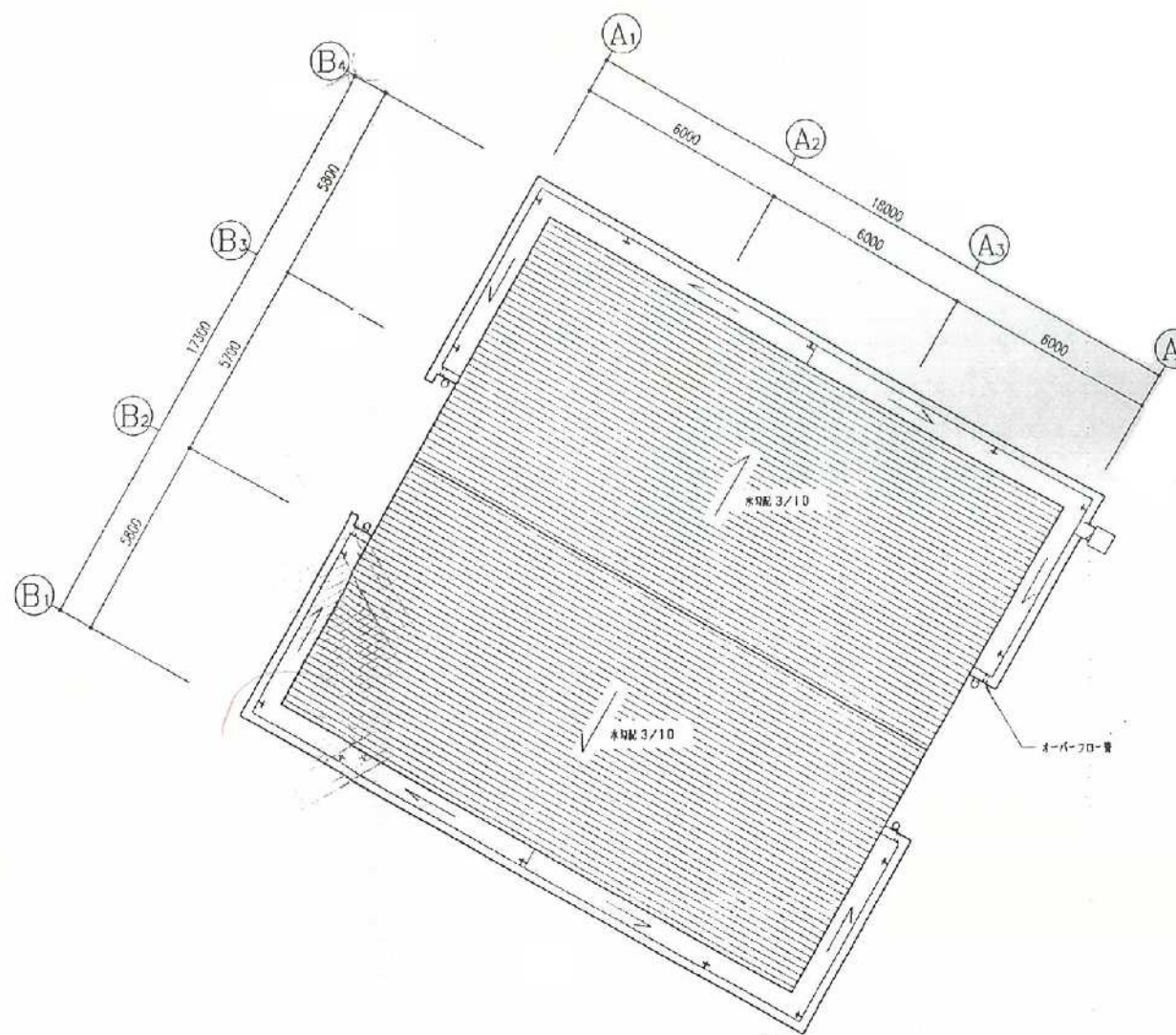
案内図



配置図

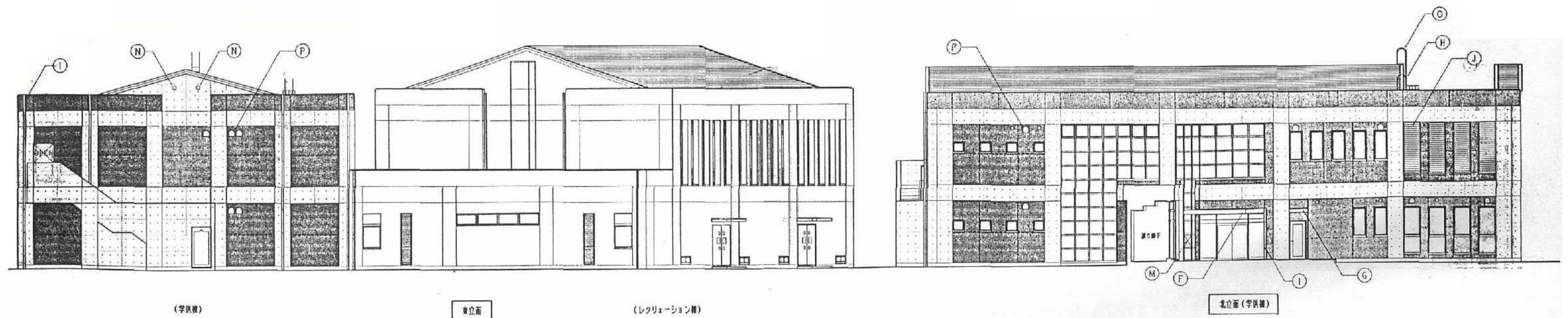
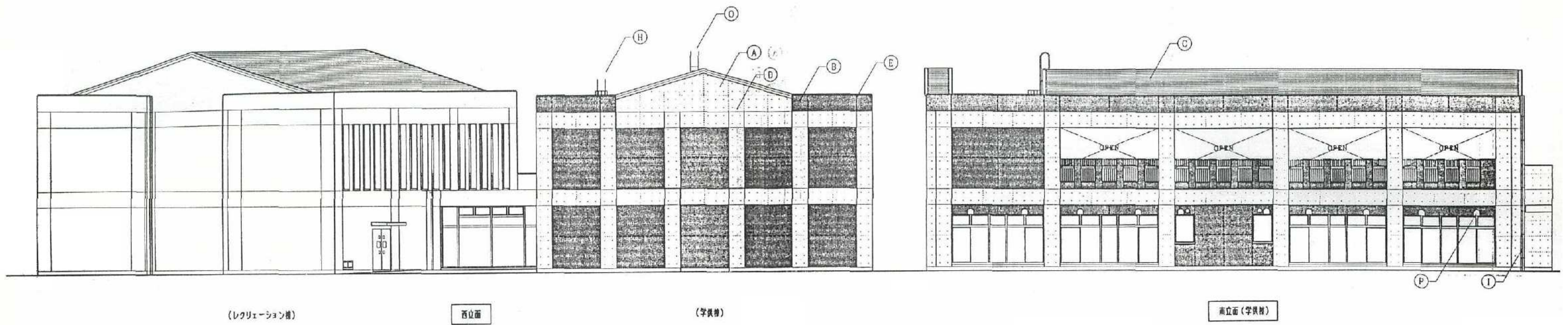


2階平面図



屋根伏図

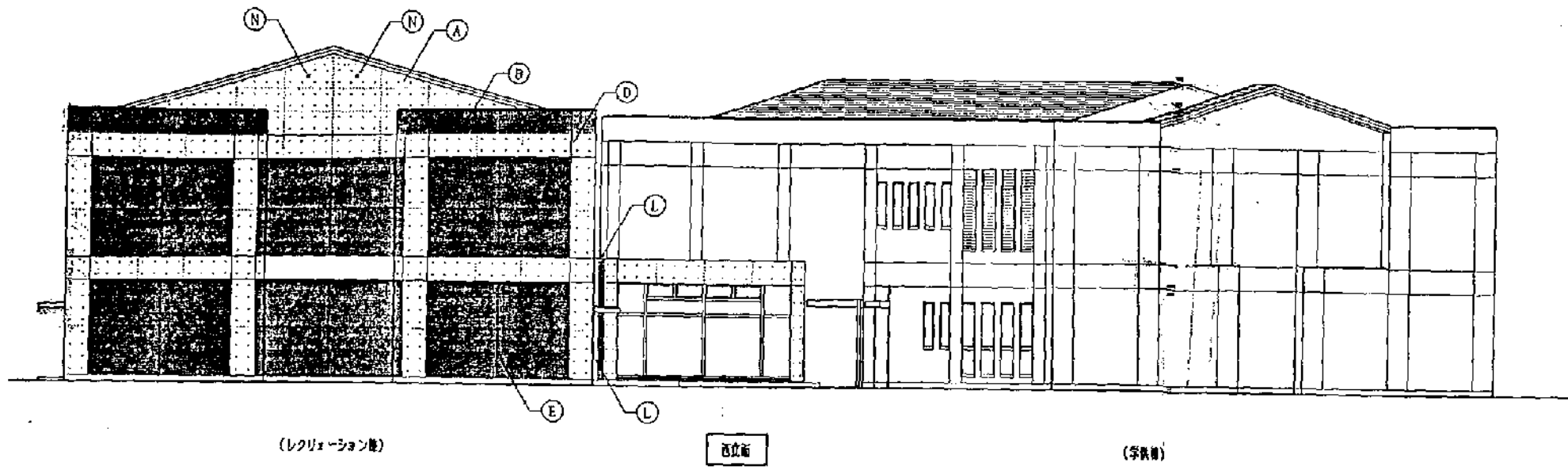




仕上リスト

- | | | | |
|---------------------------|------------------------------|-------------------------|------------|
| Ⓐ コンクリート打設の上フック埋め物ツライフ仕上げ | Ⓕ 玄関扉：ステンレス（カラー）扉 | Ⓚ オーバーフロー管 | Ⓟ 鉄瓦（屋根工機） |
| Ⓑ 換気扇設置高 50 高モザイクタイル貼 | Ⓖ 小庇：コンクリート打設の上フック埋め物ツライフ仕上げ | Ⓛ エキスパンションジョイント（ステンレス製） | |
| Ⓒ カラーフォーム L・O、7 種系 | Ⓗ タラップ（アルミ製製品・安全カゴ付） | Ⓜ 屋根板 | |
| Ⓓ 打設目地・化粧目地 | Ⓘ 窓枠 | Ⓝ 換気用ガラス | |
| Ⓔ 雨樋目地 | Ⓝ アルミルーバー | Ⓞ タラップ（アルミ製製品） | |

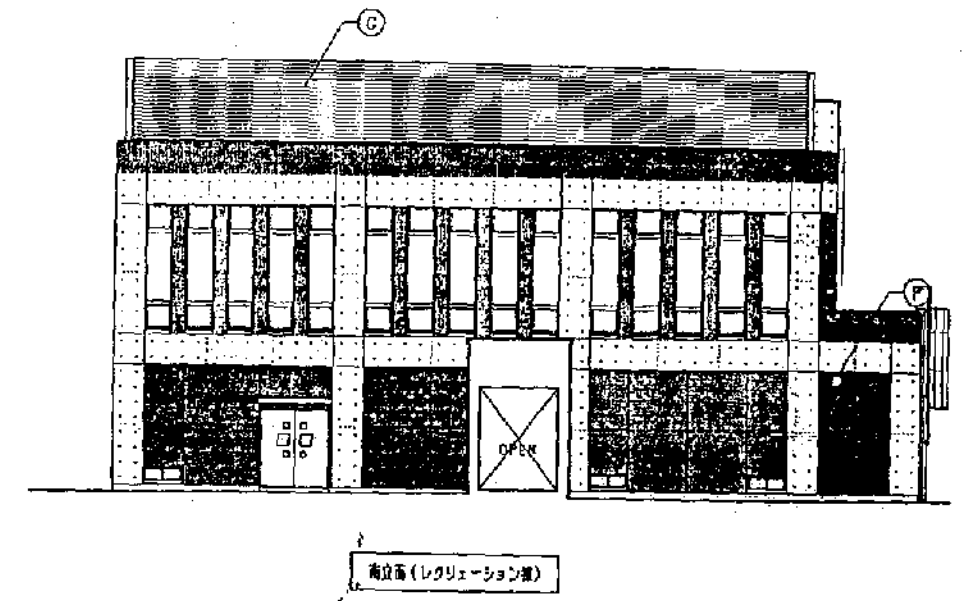




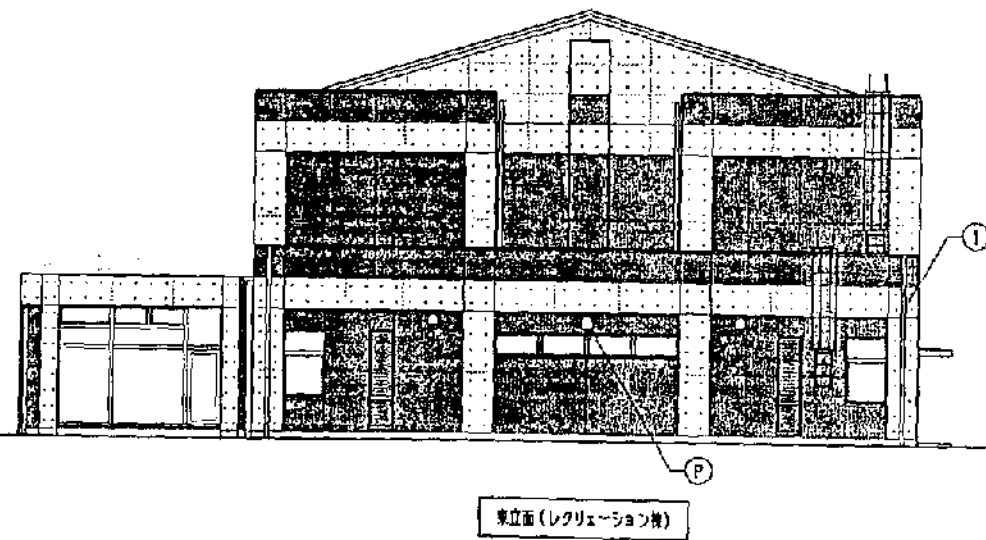
(レクリエーション棟)

西立面

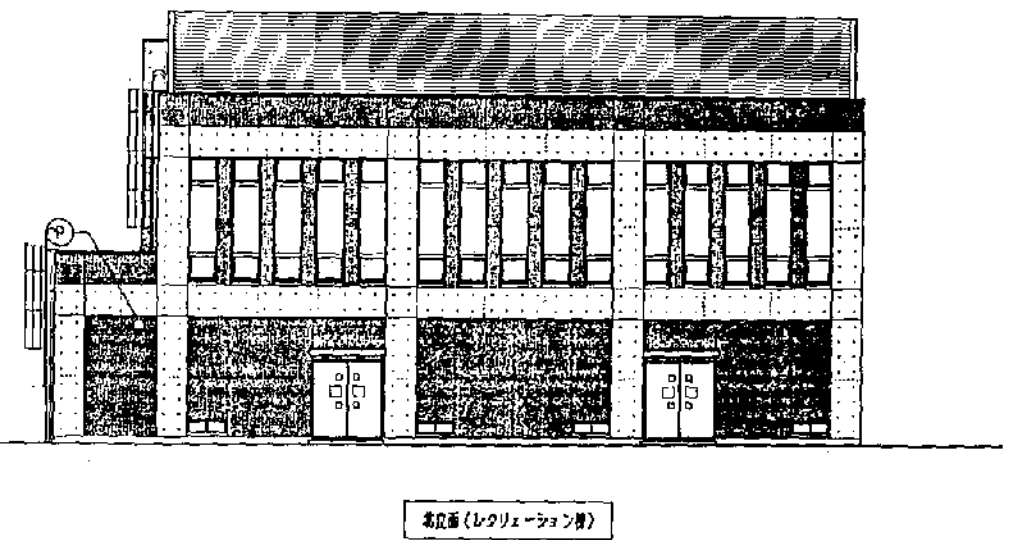
(学校棟)



高立面(レクリエーション棟)



東立面(レクリエーション棟)



北立面(レクリエーション棟)

仕上リスト

- | | | | |
|---------------------------|------------------------------|-------------------------|------------|
| ① コンクリート打設時の上フック埋込クリアー仕上げ | ② 既設床・ステンレス(A170-1) | ③ オーバーフロー管 | ④ 既設床(既設工) |
| ⑤ 鋼骨構造用 50AECファイバースチール | ⑥ 新規・コンクリート打設時の上フック埋込クリアー仕上げ | ⑦ エキスパンションジョイント(ステンレス製) | |
| ⑧ カラーアクリル100.7 | ⑨ グラップ(アクリル樹脂・安全カゴ用) | ⑩ 既設床 | |
| ⑪ 既設床・北立面 | ⑫ 窓枠 | ⑬ 既設用ガラス | |
| ⑭ 既設床 | ⑮ アルミカーバー | ⑯ グラップ(アクリル樹脂) | |



令和8年度

設計内訳書（単価抜き）

委託件名

本郷コミュニティセンター外装改修工事設計委託

令和8年度

設計内訳書

設計用紙甲

委託件名	本郷コミュニティセンター外装改修工事設計委託
委託場所	海老名市本郷4,626番地の1
設計金額	一 金 円 也
委託概要	<p>本郷コミュニティセンターの外装改修、防水改修等の工事の設計を行うものとする。</p> <p>■ 設計概要</p> <ol style="list-style-type: none">1. 外装材の劣化状況等の調査及び調査結果の報告<ul style="list-style-type: none">・目視等による外装材等(屋根、屋上、外壁、建具、ガラス等)及び建築設備の劣化状況等の調査・外壁面タイル打診による劣化状況等の調査2. 上記劣化状況等の調査結果に基づく改修設計<ul style="list-style-type: none">・外壁等改修工事 劣化部補修のうえ塗装改修、外装材タイル張替え、落下防止等の改修等・屋根・防水改修工事 屋根、屋上、庇、ベランダ、建具・ガラス廻りシーリング等・塗装改修工事 樋、建具、壁面ボックス・配管ほか・その他工事 その他上記工事に伴う付帯工事等一式 <p>■ 関連する手続き業務概要</p> <ul style="list-style-type: none">・設計業務に伴い必要とされる関係官公署手続き業務
工期	令和8年6月4日 から 令和9年3月15日 まで
特記事項	別添委託業務仕様書に依ること。

内 訳 明 細 書

設 計 用 紙 乙

No.	名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	設 計 委 託 費						
1	直接人件費		1	式			
2	諸経費		1	式			
3	技術料算定経費		1	式			
4	特別経費	RIBC賃借料	1	式			
	小 計						
	消 費 税 相 当 額	10%	1	式			
	合 計						